

特定非営利活動法人 名取メンタルヘルス協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人名取メンタルヘルス協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県名取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者の社会復帰及び社会参加を促進するため、障害福祉サービス事業を運営し、利用者が自立的な日常生活を営むことができるよう支援を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動法人に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下（障害者総合支援法）という）に基づく指定共同生活援助事業
- ② 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業
- ③ 障害者総合支援法に基づく指定短期入所事業
- ④ 障害者総合支援法に基づく指定自立生活援助事業
- ⑤ 障害者総合支援法に基づく指定地域移行支援事業
- ⑥ 障害者総合支援法に基づく指定地域定着支援事業
- ⑦ 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター
- ⑧ その他この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下（法）という。）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業及び活動を推進する個人及び団体。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2. 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 削除

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をした時
- ② 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時
- ③ 除名された時

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 法令、又はこの法人の定款等に違反した時
- ② この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をした時

(会費等の不返還)

第12条 削除

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3人以上15人以下
 - ② 監事 1人以上2人以下
2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 前項の規定にかかわらず、任期途中で補充する場合は、理事会にて選任することができる。
3. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること
 - ② この法人の財産の状況を監査すること
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- ① 定款の変更
 - ② 解散
 - ③ 合併
 - ④ 事業計画及び活動予算ならびにその変更
 - ⑤ 事業報告及び活動決算
 - ⑥ 役員の選任及び解任
 - ⑦ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - ⑧ その他運営に関する重要事項
2. なお、前項各号の規定のうち、法定の総会議決事項（①定款の変更、②解散及び③合併）以外の事項については、理事会の議決事項とすることができる。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、召集の請求をした時
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、召集の請求があった時
- ③ 第15条第5項第4号の規定により、監事から召集があった時

(召集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から20日以内に臨時総会を召集しなければならない。
3. 総会を召集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した

事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面及び電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - ② 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - ③ 総会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2. なお、第23条第2項の規定により、本来総会に付すべき議決事項について、理事会での議決事項とすることができる（ただし、法定の総会議決事項（①定款の変更、②解散及び③合併）以外に限る）。

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めた時
- ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった時
- ③ 第15条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があった時

（召集）

第34条 理事会は、理事長が召集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から10日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3. 理事会を召集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3. 第23条第2項の規定により、法定の総会議決事項（①定款の変更、②解散及び③合併）以外の事項については、理事会の議決事項とすることができる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

い。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法による表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 寄付金品
- ③ 財産から生じる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

（資産の区分）

第40条 削除

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条 削除

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- ⑤ 社員の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1項の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の四分之三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	沼田	盛子	理事	齊藤	弘之
副理事長	佐藤	信雄	理事	佐藤	善五郎
理事	荒砥	艶子	理事	庄司	宣昭
理事	大友	喜久夫	理事	山口	一昭
理事	菅野	實	理事	吉成	正武
理事	小泉	潤	監事	佐藤	正春
理事	今野	利男	監事	横田	俊一

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる

額とする。

(1) 入会金 なし

(2) 年会費 なし

7. この法人の設立の日前に、任意団体名取メンタルヘルス協会の会員であった者は、特に申出がない限り、引き続きこの法人の正会員とみなす。

8. この法人の設立の日前における、任意団体名取メンタルヘルス協会の資産及び負債は、この法人が承継する。この場合において、任意団体名取メンタルヘルス協会が有する債権及び債務は、これを引き継ぐものとする。

附則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 7 年度 事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

1. 法人の経営に関する事から

① 法人の運営方針

令和 7 年度で、団体設立 30 周年を迎える。
グループホームの老朽化、事務所機能の整備等の課題に対し、方向性を見出したい。
地域活動支援センターについて、活動を進めながら活動内容や場所などを検討したい。
全職員が過剰な働き方にならないように業務改善を進める。

② 総会・理事会の開催

○ 法人の運営に関する会議を実施し、各事業の円滑な遂行を図る。

会 議 名	日 時	場 所
令和 7 年度通常総会	令和 7 年 5 月 22 日(木)	名取市市民活動支援センター
令和 7 年度定例理事会	令和 7 年 10 月 23 日(木)	名取市市民活動支援センター
	令和 8 年 2 月 19 日(木)	名取市市民活動支援センター
令和 7 年度臨時理事会	必要に応じて召集する	

③ 研修の開催及び参加

○ 全職員の資質の向上のため、研修の開催や参加を推進する。

【内部研修】

内 容	時 期	対象者
防災に関する研修	令和 7 年 10 月	全職員
虐待防止に関する研修	令和 7 年 12 月	全職員
医療観察制度に関する研修	令和 8 年 2 月	GH 職員

【外部研修】(各人年 2 回参加する)

内 容	時 期	対象者
感染症・食中毒予防に関する研修	通年	感染症・食中毒 対策委員
障害者支援、法制度に関する研修	通年	全職員
サービス管理責任者実践研修	未定	永野
介護職員初任者研修 (介護人材確保支援事業補助金)	未定	(補助金要件該 当者)

※ 研修等受講費用助成規程に該当する研修は、費用助成や勤務取扱いについて支援する。

④ 法人内の会議の開催

○ 組織内のコミュニケーションにより風通しの良い環境を作り、安心して安全なサービスの提供に努める。

【事業所会議】

内 容	時 期	参加者
事業運営会議	月 1 回	奈尾・穴戸・菊地
定例世話人会議	月 1 回	GH 担当職員(世話人含む)
個別支援会議	月 1 回	GH 担当職員
ショートステイスタッフ会議	月 1 回	SS 担当職員
相談支援ミーティング	月 1 回	相談支援事業所職員
地域活動支援センターミーティング	月 1 回	地域活動支援センター職員

【各種委員会】

委員会名	頻 度	参加者
虐待防止・身体拘束対策委員会	6 月、10 月、2 月 (その他随時)	奈尾・戸津・穴戸
感染症・食中毒予防委員会(BCP 作成)		田中・伊藤・永野
防災委員会(BCP 作成・備蓄整備)		庄司・長嶺・菊地

⑤ 地域の会議への参加

- 地域の会議に積極的に参加し、情報を得るとともに他機関との連携を図る。

内 容	時 期	参加者
名取市障がい者等地域づくり協議会全体会	年 2 回	奈尾(委員)
相談支援部会	月 1 回	伊藤・戸津
相談支援連絡会	月 1 回	伊藤・戸津
くらし部会	月 1 回	穴戸
グループホーム連絡会	6 月、9 月、12 月、3 月	奈尾
精神地域包括ケアシステムプロジェクト	月 1 回	奈尾

⑥ 実習の受入れ

- 学生や資格取得を目指す方、職場体験等に学びの場を提供する。

⑦ 設備の管理等

- 安全な生活環境を維持するため、設備の設置、管理を随時行う。

内 容	時 期
住居設備の整備修繕(老朽化対策を含む)	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日の随時
消防用設備の点検 (齋藤荘・土屋荘・大内荘・高橋荘・きらく館)	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日の年 2 回

2. 共同生活援助事業

① 事業実施の方針

法人内他事業との連携など、支援業務の効率化を図り、過重労働とならないように配慮していく。
また、利用者が高齢化しているため、ケアマネジャーとの連携を通して高齢者支援について知識を深めたい。

② 共同生活援助サービス(グループホーム)の提供

- 利用者への日常生活全般の支援(食事提供・健康管理等)を実施する。

運営時期	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	
対象者	精神障害者又は知的障害者	
定員	齋藤荘	6 名
	土屋荘	4 名
	大内荘	6 名
	高橋荘	7 名
	小泉荘	7 名
	大内荘サテライトⅡ	1 名
	齋藤荘サテライト	1 名
	齋藤荘サテライトⅡ	1 名
	土屋荘サテライト	1 名
	合 計	34 名

③ 防災訓練の実施

- 利用者を対象として、火災や災害に備えた訓練を定期的実施する。

ホーム名	時 期
小泉荘	令和 7 年 11 月初旬
高橋荘	令和 7 年 11 月中旬
大内荘	令和 7 年 11 月中旬
土屋荘	令和 7 年 12 月中旬
齋藤荘	令和 7 年 12 月中旬

④ 見学・体験の受入

- 入居希望の方の見学や体験のほか、支援者の視察等の受入れも行う。

見学の受入	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の随時
体験の受入	空室状況によって随時受入

⑤ 余暇活動の実施

- 余暇行事は、利用者の提案や参加の意思を尊重して行い、支援者はそのサポートにあたる。

行 事	日 ち	場 所
お花見	令和 7 年 4 月 12 日(土)	雷神山古墳
宿泊研修	令和 7 年 11 月 6 日(木) ～11 月 7 日(金)	未定
ホーム別 行事	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日随時	ホームごと 年 2 回程度

3. 指定特定相談支援事業

① 事業実施の方針

相談支援専門員の兼務 2 名体制で運営する。前年度は新規受入れを停止したが、兼務者の他事業の業務負担をみながら再開を検討する。

② 計画相談支援の提供

- サービス等利用計画の作成、モニタリング支援等を実施する。

運営時期	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
対象者	精神障害者、知的障害者、身体障害者
利用者数	80 名程度

4. 指定短期入所事業

① 事業実施の方針

本年度も、定員のうち通常利用は 4 名とし、他 1 名は緊急時用に確保する(ただし、ニーズに応じ緊急時用の居室も、通常利用の宿泊を可とする)。

日曜日の開所については、兼務者の他事業との兼ね合いをみながら慎重に判断したい。

② 短期入所サービス(ショートステイ)の提供

- ショートステイの場を提供し、利用目的に応じた支援を実施する。

運営時期	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
対象者	精神障害者、知的障害者、身体障害者、 障害児(高等部以上)
定員	5 名

※名取市と緊急時ショートステイ事業の協定を結んでいる。

③ 防災訓練の実施

場 所	時 期
きらく	令和 8 年 3 月下旬

5. 指定自立生活援助事業

① 事業実施の方針

- 利用ニーズと支援体制の状況に応じて、支援を実施していく。

② 自立生活援助サービスの提供

- 主に、グループホームや入所施設等を退所した方を対象とし、单身生活を送る方への支援を実施する。

運営時期	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 ⇒月曜～金曜の 8:45～17:30 開所(祝日・年末年始除く)
対象者	精神障害者、知的障害者・身体障害者・難病等対象者
利用者数	月 2～3 名程度

※指定共同生活援助事業と一体的に実施する。

6. 地域移行支援事業

① 事業実施の方針

本年度の実施は見込んでいないが、他事業の遂行状況と利用ニーズをみながら実施する。

7. 地域定着支援事業

① 事業の実施方針

本年度の実施は見込んでいないが、他事業の遂行状況と利用ニーズをみながら実施する。

8. 障害者の活動の場の確保に関する事業(地域活動支援センター)

① 事業実施の方針

地域活動支援センターとして、精神障害で日中活動につながない方や継続して通所することが難しい方を対象に活動をしていく。少人数制の活動や利用初期の訪問の実施など対象に合わせて活動を工夫する。また、実際の地域のニーズを把握しながら、対象を広げる可能性も考えられる。今年度は、週 2～3 回の実施で様子を見ていく。

② 活動の場の確保に関する内容

- ゆったりと安心して過ごせる居場所づくりを行う。

運営時期	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
対象者	精神障害者
活動頻度	週 2～3 回
内容	・屋内活動:昼食の調理や個々人の好きな活動等 ・屋外活動:ドライブやイベント参加、買い物等 ・イベント:芋煮会やクリスマス会等 ・社会貢献活動

令和 8 年度 事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

1. 法人の経営に関する事から

① 法人の運営方針

前年度と同様にグループホームの老朽化、事務所機能の整備等の課題解決を行う。
どの事業においても、利用のニーズに柔軟に対応する態勢をもちつづけていく。また、職員の働きやすい環境や個々が様々な業務を担うことができる体制の構築に努める。

② 総会・理事会の開催

○ 法人の運営に関する会議を実施し、各事業の円滑な遂行を図る。

会 議 名	日 時	場 所
令和 8 年度通常総会	令和 8 年 5 月 21 日(木)	名取市市民活動支援センター
令和 8 年度定例理事会	令和 8 年 10 月 22 日(木)	名取市市民活動支援センター
	令和 9 年 2 月 25 日(木)	名取市市民活動支援センター
令和 8 年度臨時理事会	必要に応じて召集する	

③ 研修の開催及び参加

○ 全職員の資質の向上のため、研修の開催や参加を推進する。

【内部研修】

内 容	時 期	対象者
防災に関する研修	令和 8 年 10 月	全職員
虐待防止に関する研修	令和 8 年 12 月	全職員
医療観察制度に関する研修	令和 9 年 2 月	GH 職員

【外部研修】(各人年 2 回参加する)

内 容	時 期	対象者
感染症・食中毒予防に関する研修	通年	感染症・食中毒 対策委員
障害者支援、法制度に関する研修	通年	全職員
サービス管理責任者更新研修	未定	対象職員
相談支援従事者現任研修	未定	対象職員

※ 研修等受講費用助成規程に該当する研修は、費用助成や勤務取扱いについて支援する。

④ 法人内の会議の開催

○ 組織内のコミュニケーションにより風通しの良い環境を作り、安心で安全なサービスの提供に努める。

【事業所会議】

内 容	時 期	参加者
事業運営会議	月 1 回	各事業管理者
定例世話人会議	月 1 回	GH 担当職員(世話人含む)
個別支援会議	月 1 回	GH 担当職員
ショートステイスタッフ会議	月 1 回	SS 担当職員
相談支援ミーティング	月 1 回	相談支援事業所職員
地域活動支援センターミーティング	月 1 回	地域活動支援センター職員

【各種委員会】

委員会名	頻 度	参加者
虐待防止・身体拘束対策委員会	6 月、10 月、2 月 (その他随時)	各事業から 1 名ずつ 委員会に参加する
感染症・食中毒予防委員会(BCP 作成)		
防災委員会(BCP 作成・備蓄整備)		

⑤ 地域の会議への参加

- 地域の会議に積極的に参加し、情報を得るとともに他機関との連携を図る。

内 容	時 期	参加者
名取市障がい者等地域づくり協議会全体会	年 2 回	所長
相談支援部会	月 1 回	相談支援専門員
相談支援連絡会	月 1 回	
くらし部会	月 1 回	ショートステイ職員
グループホーム連絡会	6 月、9 月、12 月、3 月	グループホーム職員
精神地域包括ケアシステムプロジェクト	月 1 回	所長

⑥ 実習の受入れ

- 学生や資格取得を目指す方、職場体験等に学びの場を提供する。

⑦ 設備の管理等

- 安全な生活環境を維持するため、設備の設置、管理を随時行う。

内 容	時 期
住居設備の整備修繕(老朽化対策を含む)	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日の随時
消防用設備の点検 (齋藤荘・土屋荘・大内荘・高橋荘・きらく館)	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日の年 2 回

2. 共同生活援助事業

① 事業実施の方針

高齢の利用者の増加を踏まえ、介護保険等の職種との連携を通して知識を深めていく。
また、若年層の利用相談が増えており、関わりを学ぶ機会をもうけたい。

② 共同生活援助サービス(グループホーム)の提供

- 利用者への日常生活全般の支援(食事提供・健康管理等)を実施する。

運営時期	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	
対象者	精神障害者又は知的障害者	
定員	齋藤荘	6 名
	土屋荘	4 名
	大内荘	6 名
	高橋荘	7 名
	小泉荘	7 名
	大内荘サテライトⅡ	1 名
	齋藤荘サテライト	1 名
	齋藤荘サテライトⅡ	1 名
	土屋荘サテライト	1 名
	合 計	34 名

③ 防災訓練の実施

- 利用者を対象として、火災や災害に備えた訓練を定期的の実施する。

ホーム名	時 期
小泉荘	令和 8 年 11 月初旬
高橋荘	令和 8 年 11 月中旬
大内荘	令和 8 年 11 月中旬
土屋荘	令和 8 年 12 月中旬
齋藤荘	令和 8 年 12 月中旬

④ 見学・体験の受入

- 入居希望の方の見学や体験のほか、支援者の視察等の受入れも行う。

見学の受入	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の随時
体験の受入	空室状況によって随時受入

⑤ 余暇活動の実施

- 余暇行事は、利用者の提案や参加の意思を尊重して行い、支援者はそのサポートにあたる。

行 事	日 に ち	場 所
お花見	令和 8 年 4 月 11 日(土)	雷神山古墳
宿泊研修	令和 8 年 11 月 5 日(木) ～11 月 6 日(金)	未定
ホーム別 行事	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日随時	ホームごと 年 2 回程度

3. 指定特定相談支援事業

① 事業実施の方針

従来どおり相談支援専門員 2 名体制とするが、専門員の資格をもち且つ兼務に支障がない職員も、業務を担える機会をつくりたい。そして、名取市のニーズに沿えるよう活動していく。

② 計画相談支援の提供

- サービス等利用計画の作成、モニタリング支援等を実施する。

運営時期	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
対象者	精神障害者、知的障害者、身体障害者
利用者数	80 名程度

4. 指定短期入所事業

① 事業実施の方針

緊急時の対応も含め多くの方のニーズに応えていきたいが、登録者数が飽和状態となっており、利用の調整や新規利用の受付について対策を検討していく。

② 短期入所サービス(ショートステイ)の提供

- ショートステイの場を提供し、利用目的に応じた支援を実施する。

運営時期	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
対象者	精神障害者、知的障害者、身体障害者、 障害児(高等部以上)
定員	5 名

※名取市と緊急時ショートステイ事業の協定を結んでいる。

③ 防災訓練の実施

場 所	時 期
きらく	令和 9 年 3 月下旬

5. 指定自立生活援助事業

① 事業実施の方針

- 利用ニーズと支援体制の状況に応じて、支援を実施していく。

② 自立生活援助サービスの提供

- 主に、グループホームや入所施設等を退所した方を対象とし、単身生活を送る方への支援を実施する。

運営時期	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 ⇒月曜～金曜の 8:45～17:30 開所(祝日・年末年始除く)
対象者	精神障害者、知的障害者・身体障害者・難病等対象者
利用者数	月 1 名程度

※指定共同生活援助事業と一体的に実施する。

6. 地域移行支援事業

① 事業実施の方針

本年度の実施は見込んでいないが、他事業の遂行状況と利用ニーズをみながら実施する。

7. 地域定着支援事業

① 事業の実施方針

本年度の実施は見込んでいないが、他事業の遂行状況と利用ニーズをみながら実施する。

8. 地域活動支援センター

① 事業実施の方針

精神障害で日中活動につながっていない方や継続して通所することが難しい方を対象とする。前年度と同様に、少人数の日と集団の日の活動の棲み分けを曜日によって行う。活動内容も、利用者のペースや希望、趣向に合わせ柔軟に内容を変えていく。た本年度は、週3回程度の実施予定。

② 活動の場の確保に関する内容

- ゆったりと安心して過ごせる居場所づくりを行う。

運営時期	令和8年4月1日～令和9年3月31日
対象者	精神障害者
活動頻度	週3回
内容	・屋内活動:昼食の調理や個々人の好きな活動等 ・屋外活動:ドライブやイベント参加、買い物等 ・イベント:芋煮会やクリスマス会等 ・社会貢献活動

令和7年度 活動予算書

特定非営利活動法人 名取メンタルヘルス協会

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(単位：円)

科 目	金 額		
(正味財産増減額)			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取寄付金			
受取寄付金	4,000		
受取寄付金合計		4,000	
受取助成金等			
受取国庫助成金	800,000		
受取地方公共団体補助金	2,500,000		
受取助成金等合計		3,300,000	
事業収益			
共同生活援助事業収益	53,600,000		
利用者負担金収益 (GH/SS)	23,200,000		
相談支援事業収益	4,700,000		
特定障害者特別給付費収益	3,950,000		
短期入所事業収益	21,400,000		
自立生活援助収益	0		
地域生活援助事業収益	2,300,000		
事業収益合計		109,150,000	
その他収益			
受取利息	10,000		
雑収益	30,000		
その他収益合計		40,000	
経常収益合計			112,494,000
(2) 経常費用			
事業費			
【人件費】			
給料手当	48,700,000		
法定福利費	6,450,000		
福利厚生費	780,000		
【人件費計】		55,930,000	
【その他の費用】			
業務委託費	7,300,000		
会議費	1,500		
旅費交通費	62,000		
車両費	2,020,000		
通信運搬費	2,205,000		
消耗品費	840,000		
消耗什器備品費	350,000		
修繕費	300,000		
水道光熱費	5,230,000		
地代家賃	7,672,000		
賃借料	16,000		
減価償却費	10,600,000		
保険料	1,850,000		
諸会費	62,500		
租税公課	530,000		
研修費	165,000		
同行支援費	220,000		
活動助成費	200,000		
支払手数料	210,000		
支払利息	190,000		
設備管理費	1,700,000		
警備委託費	480,000		
新聞図書費	332,000		

食材費 (GH/SS)	9,300,000		
雑費	350,000		
【その他の費用計】		52,186,000	
事業費合計		108,116,000	
管理費			
【人件費】			
福利厚生費	20,000		
【人件費計】		20,000	
【その他の費用】			
会議費	3,500		
消耗什器備品費	140,000		
旅費交通費	45,000		
通信運搬費	720,000		
消耗品費	250,000		
修繕費	65,000		
水道光熱費	410,000		
地代家賃	240,000		
賃借料	900,000		
租税公課	1,500		
支払手数料	55,000		
税務委託費	970,000		
警備委託費	36,000		
雑費	0		
【その他の費用計】		3,836,000	
管理費合計		3,856,000	
経常費用合計			111,972,000
当期経常増減額			522,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【その他の経常外収益】			
	0		
【その他の経常外収益計】		0	
経常外収益合計			0
(2) 経常外費用			
【その他の経常外費用】			
過年度損益修正損	0		
【その他の経常外費用計】		0	
経常外費用合計			0
当期経常外増減額			0
税引前当期正味財産増減額			522,000
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	
当期正味財産増減額			450,000
前期繰越正味財産額			51,267,696
次期繰越正味財産額			51,717,696

令和8年度 活動予算書

特定非営利活動法人 名取メンタルヘルス協会

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(単位：円)

科 目	金 額		
(正味財産増減額)			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取寄付金			
受取寄付金	5,000		
受取寄付金合計		5,000	
受取助成金等			
受取地方公共団体補助金	2,500,000		
受取国庫助成金	0		
受取民間助成金	500,000		
受取助成金等合計		3,000,000	
事業収益			
介護給付費収益（グループホーム）	52,520,000		
利用者負担金収益（GH/SS）	23,200,000		
特定障害者特別給付費収益	3,850,000		
介護給付費収益（ショートステイ）	22,500,000		
相談支援事業収益	4,500,000		
地域活動支援センター収益	2,500,000		
自立生活援助収益	0		
事業収益合計		109,070,000	
その他収益			
受取利息	3,000		
雑収益	30,000		
その他収益合計		33,000	
経常収益合計			112,108,000
(2) 経常費用			
事業費			
【人件費】			
給料手当	51,600,000		
法定福利費	7,750,000		
福利厚生費	750,000		
【人件費計】		60,100,000	
【その他の費用】			
旅費交通費	70,000		
車両燃料費	1,800,000		
通信運搬費	2,000,000		
消耗什器備品費	150,000		
減価償却費	10,848,000		
消耗品費	950,000		
設備管理費	1,200,000		
警備委託費	500,000		
修繕費	300,000		
新聞図書費	345,000		
印刷製本費	0		
会議費	2,000		
研修費	100,000		
同行支援費	200,000		
水道光熱費	4,500,000		
地代家賃	7,580,000		
食材費（GH/SS）	9,500,000		
賃借料	0		
保険料	2,000,000		
諸会費	60,000		
諸謝金	0		
支払手数料	125,000		
支払利息	200,000		

業務委託費	6,050,000		
租税公課	500,000		
雑費	100,000		
【その他の費用計】		49,080,000	
事業費合計		109,180,000	
管理費			
【その他の費用】			
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	700,000		
会議費	3,000		
消耗什器備品費	180,000		
消耗品費	200,000		
修繕費	85,000		
警備委託費	36,000		
水道光熱費	350,000		
地代家賃	240,000		
賃借料	900,000		
保険料	0		
諸会費	0		
諸謝金	0		
租税公課	800		
支払手数料	60,000		
支払利息	0		
税務委託費	1,020,000		
雑費	0		
【その他の費用計】		2,744,800	
管理費合計		2,744,800	
経常費用合計			111,924,800
当期経常増減額			183,200
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【その他の経常外収益】			
	0		
【その他の経常外収益計】		0	
経常外収益合計			0
(2) 経常外費用			
【その他の経常外費用】			
	0		
【その他の経常外費用計】		0	
経常外費用合計			0
当期経常外増減額			0
税引前当期正味財産増減額			183,200
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	
当期正味財産増減額			111,200
前期繰越正味財産額			51,717,696
次期繰越正味財産額			51,828,896